

# 神戸市交通局ドライブレコーダー運用基準

(目的)

**第1条** この運用基準は、神戸市交通局のバス車両におけるドライブレコーダーの設置並びにこれにより記録された画像、音声及び運行情報の取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及びデータを適正に運用し、適切な事故処理、交通安全及び乗客サービスの向上等に資するとともに、個人情報の保護を図るものとする。

(定義)

**第2条** この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー： 市バス車内外の画像、音声及び運行情報を記録する装置をいう。
- (2) データ： ドライブレコーダーが収集した画像、音声及び運行情報をいう。
- (3) 統括管理責任者： ドライブレコーダー及びデータを統括管理する者をいう。
- (4) 管理責任者： ドライブレコーダー及びデータを管理する者をいう。
- (5) 操作担当者： ドライブレコーダー及びデータを操作する者をいう。

(ドライブレコーダーの設置)

**第3条** 市バスにおける事故の原因分析及びヒヤリハット情報などの収集分析を行い、事故惹起者及び乗務員に対する指導教育に用いる目的でバス車両にドライブレコーダーを設置する。

- 2 ドライブレコーダーの撮影カメラは、前方撮影用、車内撮影用をバス車内に、左側方撮影用をバス車外に設置する。
- 3 撮影範囲は、前方についてはおよそ3車線分が撮影できる範囲とし、車内については車内の全容が撮影できる範囲とし、左側方についてはバスの左1車線分の撮影できる範囲とする。
- 4 ドライブレコーダーの録音マイクは、バス車内前方に設置する。
- 5 ドライブレコーダーの作動時間は、市バス運行時間帯とする。
- 6 ドライブレコーダーを設置したバスの車外と車内には、バス乗客から見えやすい場所に、カメラ及びマイクが作動中である旨の表示をするものとする。

(統括管理責任者及び管理責任者の責務)

**第4条** ドライブレコーダーの統括管理責任者を市バス運輸サービス課長とする。

- 2 管理責任者を、営業所所長、市バス運輸サービス課担当主幹及び研修所所長とする。
- 3 統括管理責任者及び管理責任者は、操作担当者にこの基準を遵守させなければならない。

(操作担当者の責務)

**第5条** 操作担当者を、営業所副所長及び営業所管理責任者が指定する営業所の職員、市バス運輸サービス課安全管理係長及び安全管理係職員並びに研修所管理責任者が指定する研修所の職員とする。

- 2 操作担当者は、この基準に基づき、ドライブレコーダー及びデータの適正な運用を図らなければならない。

(データの取り扱い)

**第6条** データは、ドライブレコーダー本体内の記録媒体及びメモリーカードに記録する。

- 2 記録媒体は、ドライブレコーダーの本体内に施錠して常時装着するものとし、第7条に定める必要が生じた際に、操作担当者が本体から取り出し、営業所等に設置している解析装置を介してDVDに保存する。

- 3 メモリーカードは、第7条に定める必要が生じた際に、操作担当者がメモリーカードに記録されたデータを営業所等に設置している解析装置を介してDVDに保存する。
- 4 解析装置にはデータを保存しない。DVDは、施錠可能な保管庫に保管する。
- 5 解析装置の操作は管理責任者及び操作担当者に限定し、個人単位でユーザID及び暗証番号を設定のうえ、その操作状況を記録する。
- 6 保存されたデータは、第7条に定める場合を除き、他の記録媒体に複写してはならない。
- 7 データを乗務員の安全研修等に使用する場合、特定の個人を識別可能な個人情報、管理責任者の責任において識別不可能な状態に加工する。また、神戸市個人情報保護条例に基づく開示請求により本人に開示する場合には、本人以外の個人情報は、市バス運輸サービス課の管理責任者の責任において特定の個人を識別不可能な状態に加工する。
- 8 DVDの保存期間は原則1年間とする。保存期間を経過したDVD並びに使用済の記録媒体及びメモリーカードの廃棄は、データが漏洩流失しないよう破碎等の方法により確実に行う。  
(データの利用及び提供等の制限)

**第7条** データは、次の各号のいずれかに該当する場合に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。また、法令又は条例の規定に基づく場合を除くほか、第2条に定める者及び乗務員以外の者にデータの閲覧、貸与及び複写提供（以下「提供等」という。）をしてはならない。

- (1) 事故・トラブル等の確認及び事故分析、原因究明
  - (2) ヒヤリハット情報の収集
  - (3) 安全運行に資するための研修教材の作成及び安全運転教育への活用
  - (4) ドライブレコーダー導入車両による安全運転指導の実施
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、提供等を行うことができる。ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や当局から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、提供データに個人情報を記録された本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。
- (1) 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査機関からの文書による照会に応じて提供する場合
  - (2) 事故やトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者、保険会社、捜査機関に提供する場合
- 3 管理責任者は、前項の規定による提供等を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、記録データの内容等を記載した記録書を作成し、保存するものとする。

(委託営業所の職員)

**第8条** 委託営業所の職員についても、この運用基準に準じるものとする。

(委任)

**第9条** この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及びデータの取り扱いに関し必要な事項は統括管理責任者が定める。

附 則

この基準は、平成20年12月15日から施行する。